

## 司法書士国民年金基金のご案内

～今を充実させるためにも老後の安心を～

- ◎ 司法書士国民年金基金の予定利率は現在（令和2年6月19日時点）年利1.5%であり、加入時期によって決まった予定利率が、生涯に渡って適用される「固定金利」となっています。
- ◎ また、司法書士国民年金基金は、全額社会保険料控除＋年金受取時の公的年金等控除の適用で手厚く優遇される節税効果が受けられる制度です。
- ◎ さらに、存命中の生活保障＋死亡保障（死亡一時金は非課税）で長期にわたり定期的安定的に決まったお金の支給が保障されています。
- ◎ くわえて、配偶者・家族の控除分を所得の多い司法書士の控除分へ計上する事も出来ます（但し、司法書士の口座からお支払い頂く事が条件です）。

### <特長>

低金利環境下でも年利1.5%を確保（令和2年6月19日時点）

- \* 大変有利で手厚く優遇される節税効果があります（全額社会保険料控除となります）。
- \* 国民年金のような「世代間扶養型」とは違い、「ご自身で支払った掛金をご自身の年金となる確定給付型」の公的な年金制度です。
- \* 加入後、家計にあわせて掛金の増減額や掛金支払いの一時停止（支払いのお休み）も可能です。
- \* 万一、死亡された場合はご遺族に一時金が支給されます（一時金は全額非課税）。一時金には保証期間があります。B型には一時金がありません。
- \* 司法書士の方・従業員（従事者・補助者）・司法書士業務に従事している配偶者（家族）の方も加入出来ます。従業員・配偶者（家族）の方の社会保険料控除額も最大で年間816,000円まで控除が可能です。

### <加入できる方>

司法書士業務に従事している方（司法書士・従事者・補助者・司法書士の配偶者・家族）で、20歳以上から60歳未満の国民年金第1号被保険者の方。なお、平成25年4月から、60歳以上65歳未満で国民年金の任意加入被保険者の方は司法書士年金基金へ加入出来るようになりました。その他の加入条件につきましては、当基金までお問い合わせください。

### <加入の一例> 35歳0月（お誕生月に加入）の男性が1口目A型に加入する場合

掛金月額（支払いは60歳まで）	60歳までの支払総額	受取総額と支払総額の差額（社会保険料控除が適用するため実質支払負担額がさらに軽減されます）
12,870円	3,861,000円	4,800,000円－3,861,000円＝ ＋939,000円もお得
年金月額（65歳から終身受取り）	65歳から85歳までの受取総額	
20,000円	4,800,000円	

【資料請求・お問合せはお気軽にどうぞ】

司法書士国民年金基金

TEL03-3341-2561 FAX03-3341-4130

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館 4階

<http://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/>